

◎ 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表
 ○ 所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）（抄）

（傍線部分は修正部分）

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>第一条～第七条〔略〕</p> <p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第八十八条の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。</p> <p>第八十八条の八を削る。</p> <p>第八十九条を次のように改める。</p> <p>第八十九条 削除</p> <p>〔中略〕</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第十条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に</p> | <p>第一条～第七条〔略〕</p> <p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔中略〕</p> <p>第九条 〔略〕</p> <p>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第十条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に</p> |

関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「昭和四十二年法律第三十五号」を加える。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条 削除

第十一条〜第十三条 〔略〕

附則

（地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置）

第八十一条 政府は、地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

〔同上〕

〔新設〕

第十一条〜第十三条 〔略〕

附則

〔新設〕